

平成25年4月22日

上杉隆に対する池田信夫側からの反訴の提起

【今回の反訴の内容】

先週金曜日に、池田信夫氏は、下記の上杉隆氏による名誉毀損による損害賠償等請求訴訟に対し、反訴を提起した（東京地方裁判所平成25年（ワ）第10321号）。

反訴の概要は、次のとおり。

1. 上杉隆氏による下記の訴訟の提起は不当な濫訴行為である。
2. 上杉隆氏は、昨年10月26日に放送された東京 MX テレビ「5時に夢中！」において、「池田氏が自身のツイートを削除し、過去の発言内容について証拠隠滅を図った」などと事実無根の主張を行い、池田信夫の名誉を毀損した。

反訴では、損害賠償として合計額で下記の上杉側の請求と同額の2200万円、及び、同様の謝罪広告を求めた。

【既に提起されている上杉氏側の訴訟の概要】

□東京地方裁判所平成24年（ワ）第32508号 名誉毀損による損害賠償等請求事件

（原告・上杉隆、被告・池田信夫、株式会社アゴラ研究所、LINE株式会社）

昨年10月頃より、「上杉氏についての検証」と題するウェブサイト上に「読売記事からの記事盗用疑惑」と題する記事が掲載され、上杉隆氏が執筆した記事や書籍の一部が読売新聞からの記事の盗用ではないか、との疑惑が持ち上がり、上杉氏はこれに対しダイヤモンドオンラインの「週刊上杉隆」において反論記事を掲載するなどしていたが、池田信夫氏が自身のブログ上でこの問題に言及した記事を掲載したところ、当該ブログ記事は自身への名誉毀損であると主張し、昨年11月、池田信夫、池田氏が代表取締役を勤める株式会社アゴラ研究所、並びに、ブログを転載したNHN Japan株式会社（現商号・LINE株式会社）に対し、2200万円の損害賠償請求、及び、池田氏ブログ及び全国紙4紙に謝罪広告を掲載することを求めて提訴していた。

（第1回口頭弁論期日・平成25年1月28日、本日・第2回口頭弁論期日）。

以上